

決算関係書類の提出

組合は、通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書及び決算関係書類を行政庁に提出しなければならないと商店街振興組合法で定められています。

○所管行政庁に提出しなければならない書類は、次のとおりです。

(作成部数 2部：行政庁1部 組合控1部)

- ① かがみ「決算関係書類提出書」(様式第10)
 - ② 事業報告書
 - ③ 決算関係書類
 - 財産目録
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 剰余金処分案又は損失処理案
 - ④ 監査報告書
 - ⑤ 事業計画書
 - ⑥ 収支予算書(見積損益計算書)
 - ⑦ 経費の賦課徴収方法
 - ⑧ 通常総会議事録又はその謄本
- } 通常総会資料

※ ④～⑦の書類は、商店街振興組合法及び商店街振興組合法施行規則に規定された行政庁への提出書類には含まれていませんが、通常総会の議決を経ることを要する書類ですので、併せて提出してください。

【① かがみ「決算関係書類提出書」(様式第10) 記載例】

令和〇〇年 月 日
(↑ 所管行政庁への提出日)

東京都〇〇区(市)
区(市)長 〇〇〇〇殿
(↑ 東京都所管の組合の場合は、東京都知事 宛)

東京都〇〇区(市)〇〇町〇丁目〇番〇〇号
(↑ 組合の登記上の住所)

〇〇〇商店街振興組合
代表理事 〇〇〇〇
電 話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

商店街振興組合決算関係書類提出書

商店街振興組合法第82条第1項の規定により商店街振興組合の決算関係書類を別添のとおり提出します。

(別添書類)

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6. 1から5までの書類を承認した通常総会の議事録又はその謄本